

## 姫路工業高校の通学自転車について

### ○自転車通学が許可される条件

通学距離が学校の正門から半径 1km を超える場合において許可しています。

※兵庫県では平成 27 年 10 月より、自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられています。

### 1 許可される自転車の条件（学校指定の自転車はありません）

①両足スタンドであること。片足スタンドや、センタースタンドは不可。

②前後のブレーキが利くこと。

③後ろの反射板がついていること。

④ライトが点灯すること。

⑤前にカゴがついていること。

⑥施錠可能なこと。

⑦後ろに泥除けがついていること。許可された場合に、その箇所に自転車の鑑札を貼ります。

※雨ガッパを各自で用意してください。学校指定のカップはありません。カップがない場合、自転車の通学許可は出来ません。

### 2 認められない自転車

①上記1以外の自転車は認めていません。

②ロードバイクやクロスバイクなどのスポーツ用自転車は認めていません。

③電動アシスト自転車は認めていません。（但し、身体的な理由がある場合は別途協議の上許可することがあります。）

### 3 よくある質問（Q&A）

Q1 自転車の色の指定はあるのですか？

A1 色の指定はありません。

Q2 ハンドルはT字でも大丈夫ですか？

A2 大丈夫です。ただし、ドロップハンドルのようなスポーツタイプはやめて下さい。

Q3 学校指定のカップはありますか？

A3 ありません。各自で用意して下さい。色や形の指定はありません。ただし、運転する上で、危険にならないものにして下さい。



（参考）本校生徒の自転車の様子